

令和8年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護士連絡会、全国ハンセン病療養所入所者協議会及びハンセン病家族訴訟原告団（以下、併せて「統一交渉団」という。）とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、令和8年6月22日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1（1）いわゆる三省協議を引き続き進め、法務省及び文部科学省とも連携し、より一層の名誉回復と差別偏見除去に努める。
- （2）令和6年3月及び令和7年3月に取りまとめた「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」により得られたデータの利活用について、速やかなアクセス実現を図る。
- 2（1）国立ハンセン病療養所における医師確保については、厚生労働省等の取組による成果も一部に見られるものの、療養所の地理的状況や給与等の医師の処遇が民間と比較して低いなどの要因により、なお欠員の解消に向けて取り組む必要があり、医師確保推進のために医師の処遇や勤務環境の改善が必要であることは厚生労働省と統一交渉団の共通認識となっている。この認識の下、厚生労働省は、令和6年4月に国立ハンセン病療養所医師確保対策官を設置し、さらに、令和8年4月には医師確保対策参与を新たに任命して、医師確保のための対応を一層強化し、電子カルテ整備等のIT化への対応について、導入時の研修費も含め必要な予算を確保するとともに、システム管理・維持に係る技術的支援・研修実施により各療養所における円滑なシステム運用を図るなど、医師の勤務環境改善を図る。併せて、経験年数の多い医師の待遇の抜本的改善のため、統一交渉団の提案も踏まえ、人事院を含む関係機関への要求・調整を粘り強く行うなど医師の確保に最大限努めるとともに、副園長が長期不在の栗生楽泉園、星塚敬愛園及び奄美和光園の副園長確保について最優先事項として取り組む。
- （2）国立ハンセン病療養所の定員については、入所者の高齢化の進展等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること、入所者本人の意思を尊重したライフサポート（多職種間で調整・連携できる体制整備を含む）の一層の充実を図ることが重要であること等を踏まえ、厚生労働省は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の趣旨を踏まえつつ、上記ライフサポートの取組に必要な人員確保などの今後の定員合理化計画の下での定員削減をできる限り緩やかにするための増員要求を行うなど、引き続き良好で平穏な療養環境の充実のために必要な人員を確保する。また、三交替制での介護を実施する療養所における介護職員の夜間の処遇を改善するため、引き続き人事院に対して介護職員の夜間業務に係る手当の増額等を求める。さらに、定員及び看護・介護等に関する人員確保について協議するための機会を必要に応じて設ける。
- （3）各国立ハンセン病療養所における定員内の職員の退職後及び賃金職員の定員化後の人員確保並びに期間業務職員の雇用継続及び必要な人員の採用については、施設長が必要と判断した場合における介護員及び調理師のフルタイム再任用に加え、さらに必要な場合には各療養所から本省に協議して必要な対応を実施するなど、引き続き定年退職者に係る再任用制度を適切に運用しつつ、

期間業務職員に関して、効果的な募集方法等に関する取組を進めるとともに、各施設が必要とする職種及び人数を柔軟に採用できる運用を引き続き実施し、入所者への良質な療養環境の提供のために必要な人員を確保する。

- （4）各国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充については、介護・調理・ライフライン関連職種等（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要な人員を確保する。
- （5）大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航については、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航の確保に取り組む。また、人事院において大島青松園の実情が十分に把握されるよう取り組む。特に、職員通勤用の民間委託船（庵治航路）の翌日欠航が予想される場合に職員の待機を命ずることを可能とするための待機手当等の賃金制度を講ずべきとの統一交渉団の要請を踏まえて人事院に働きかけ、必要な人員体制及び予算の確保を図る。併せて、人事院総裁又は人事院事務局長による大島青松園の視察についても、統一交渉団からの要請を踏まえて人事院に働きかける。

また、大島青松園の総合診療棟及び社会交流会館等の必要な施設整備を推進するとともに、施設整備計画の推進及び船舶の運航について、「大島を未来へつなぐ会」（高松市が令和7年12月に設置）による将来構想等についての提言等を踏まえ、同園と連携しながらその反映のために必要な対応を行う。

- （6）各国立ハンセン病療養所への交通手段の確保については、療養所によっては利用可能な公共交通機関の運行が限られていること等の課題があることを踏まえ、過去2回の意見交換を経て、療養所職員による送迎支援又は送迎業務の委託契約により療養所訪問に係る交通手段の確保を図るとの方針の下、療養所ごとの実情に応じた検討及び各入所者自治会への説明と理解の下に実施することとされており、引き続きそのための調整を図るとともに、必要な予算を確保するものとする。また、従前実施した意見交換の内容も踏まえ、改めて意見交換の機会を設けるものとする。
- （7）入所者一人一人の意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会組織（以下「委員会組織」という。）に関し、この間継続的に実施してきた厚生労働省、国立ハンセン病療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議、並びに委員会組織の外部委員に対する研修について、令和8年度中に実施できるよう必要な事項を協議する。

各療養所において入所者の療養環境の充実や円滑な施設運営を図るための職員に対する研修を実施しているところ、令和7年度から新たな研修として、各療養所で入所者ファーストの施設運営が行われるよう、国立病院機構等から異動し新たに着任した各療養所幹部職員を対象として、ハンセン病の歴史や入所者が歩んできた人生を深く理解し、国立ハンセン病療養所職員としての使命や心構えを持つための「新任幹部研修」が実施されているところであり、引き続き、講師等に関する統一交渉団の協力も得ながら、幹部職員等に対する充実した研修実施に努める。

国立ハンセン病療養所の人員配置や組織体制に関しては、各国立ハンセン病療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提としつつ、入所者の居室移動など入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全国ハンセン病療養所入所者協議会や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。

- （8）国立ハンセン病療養所における新型コロナウイルス感染症対応については、高齢化が進む入所者

の感染防止対策のため必要な予算を確保しつつ、入所者にとって地域との交流も極めて重要であるとの認識の下、効果的な方策等に関する療養所間での情報共有を図り、感染防止対策の確保と地域との交流の両立に努める。

- 3（1）地域社会で生活する退所者・非入所者が、ハンセン病特有の後遺症、心情等の個々の具体的な事情に応じた適切な医療及び介護を受けることができるよう、協力医の拡充等支援体制の充実に努めるとともに、個々の退所者・非入所者と医療機関・介護事業者等とをつなぐソーシャルワーカー等の専門相談員（以下「専門相談員」という。）による支援の重要性に鑑み、専門相談員の配置及び拡充に努める。

退所者・非入所者が治療等で療養所を訪れる際には、障害等の状況に合わせた対応を含め、宿泊所が円滑に利用できるように調整する。

そのほか、後遺症の予防及び治療に関するアンケートの調査結果を踏まえ、必要な医療等が受けられる体制づくりについて協議を行う。また、退所者・非入所者の介護認定に係る主治医意見書の記載に係るマニュアルを作成の上、沖縄県以外の地域においても退所者・非入所者へ配布することにより、退所者・非入所者の生活実態に即した適切な介護認定が得られるよう努めていく。

- （2）厚生労働省の委託事業である「ハンセン病対策事業（沖縄ハンセン病対策）」（令和8年度委託事業者：沖縄県ゆうな協会）及び「社会復帰者等支援・元患者家族関係回復事業」（令和8年度委託事業者：ふれあい福祉協会）について、当事者のニーズや意見に添った適切な運営が行われるよう、委託事業者に対し、当事者との意見交換及びPDCAサイクルの徹底を指導するとともに、適切な事業見直しが図られるよう、事業の評価及び管理・監督体制を整える。

特に、「ハンセン病対策事業（沖縄ハンセン病対策）」については、沖縄本島、宮古島のみならず、八重山地域（石垣島）への専門相談員の派遣等による支援及び今後の相談支援体制の検討、生活支援事業の支援員拡充及び運用改善並びにゆうな診療所の医師確保に努める。

「社会復帰者等支援・元患者家族関係回復事業」については、とりわけ退所者・非入所者の多い首都圏・関西・奄美・熊本等への専門相談員の配置及び拡充について、委託事業者が率先して活動するように指導する。

家族関係の回復の促進のための相談支援としてどのようなことができるか、協議する。

また、都道府県の相談窓口において個々の退所者・非入所者への支援が行われるように、引き続き都道府県に要請するとともに、研修の充実など体制整備に努める。各種相談窓口の相談員、療養所のソーシャルワーカー等の職員、ピア相談員の連携のための意見交換の場の設定に努める。

偏見差別解消に向けた啓発へのより積極的な取組を行い、講師派遣事業の効果的な周知の在り方について検討する。

- （3）退所者給与金の現況調査や送金依頼のはがきの提出がない場合に、丁寧なフォローアップを行う。退所者給与金及び非入所者金の扶養加算について、扶養加算の要件を満たす者が適切かつ適時に受給できるよう、現況届の案内の発送に際して周知するとともに相談支援を行う。
- （4）非入所者本人からの聞き取り等の調査を今年度中に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討する。
- （5）各地での退所者・非入所者の聞き取りやアンケート等による実態把握及び再入所者からのヒアリング等による再入所の原因分析を行い、社会内・療養所内を問わず、回復者の「尊厳ある老後生活」を実現する支援策を検討する。

- 4（1）令和元年6月28日の熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話並びにハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。

また、家族関係事業（家族交流会事業、講師等派遣事業及びピア相談事業）については、家族に対する国の法的責任を踏まえ、家族がこれまで受けてきた偏見差別の解消及び家族関係の回復を目的としたものであることを確実に位置付けた上で事業を実施する。

- （2）同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族による講演活動を通じて偏見差別の解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施する。

講師等派遣事業については、当事者による「語り」の重要性を踏まえ、より広く、積極的かつきめ細かに事業が展開できるよう、法務省及び文部科学省とも連携し、最大限努力する。委託事業者が、この間、講師等派遣事業の円滑な利用を妨げ、家族の心情を傷つける対応を行い、家族との信頼関係が破綻している現状を踏まえ、令和8年5月に行った文書指導の内容を順守するよう委託事業者を厳しく指導するとともに、早急に作業部会を開催し、今後の対応につき、家族及び弁護士と協議を行う。

また、講師を務める家族の精神的負担及び経済的負担の軽減のために、必要な対応を検討する。国立ハンセン病資料館との連携を深めるべく、引き続き、国立ハンセン病資料館との意見交換を実施する。

その他、両事業の実施に当たっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細かな協議・意見交換を行う。

- （3）家族の被害回復及び偏見差別の解消を図るため、家族が被ってきた人生被害や思いを綴った冊子等を発行することの意義を踏まえ、国立ハンセン病資料館とも連携し、家族及び弁護士ときめ細かな協議・意見交換を行いながら、冊子等の啓発資料の作成・普及に向け、最大限努力する。
- （4）家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るためには相談体制の整備及び充実が必要不可欠であるところ、ピア相談事業の拡充・広報も含め、家族及び弁護士との継続的かつきめ細かな協議・意見交換を行いつつ、全国的な相談体制の整備及び充実を図るべく、最大限努力する。特に、各地のピア相談員が相談専用の携帯電話の支給を受け、相談にあたる体制の整備については、速やかに対応すべく、家族及び弁護士と協議を行う。
- （5）国立ハンセン病資料館及び各療養所の社会交流会館（資料館）における、元患者家族に関する展示が不十分である現状を踏まえ、引き続き、かつ早急に展示の見直しを行い、家族訴訟、その判決の内容並びに家族が被ってきた被害等に関する展示を整備する。また、その整備に当たっては、国立ハンセン病資料館の学芸員等も含め、家族及び弁護士との継続的かつきめ細かな協議・意見交換を行う。
- （6）ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金を受領していない対象者がいまだ多数に上る現実を踏まえ、その原因を分析し、家族及び弁護士等の関係者と協議・意見交換を行いつつ、制度の更なる周知広報等を行う。また、偏見差別をおそれて請求を躊躇

している家族も安心して補償金を受領できるようきめ細かな対応を行うなど、権利を有する家族が一人でも多く補償金を受領できるよう、最大限努力する。

- 5 (1) 歴史的建造物保存等検討会については、厚生労働省として、各療養所への訪問や全国ハンセン病療養所所在市町協議会総会への出席の機会に、地元における検討を依頼するとともに、検討体制の整った地域においては検討会議の立ち上げに向けて調整を行ってきたところ、検討が着実に進むよう今後も引き続き対応する。保存リストの取りまとめについて検討が進んでいない地域に対しては、厚生労働省として、保存対象選定に関する丁寧な情報提供を行い、保存方法も含めたきめ細かな相談支援を行いながら、理解と協力を得られるよう努める。
- (2) 重監房資料館へのアクセス改善については、長年の課題であった同資料館への進入道路の舗装につき、本省から草津町を訪問し早期対応を求めたことにより実現できたという経過を踏まえ、残された課題である交通手段の確保についても、路線バスや送迎等による対応を含め、関係者である草津町、栗生楽泉園等が参加する重監房資料館運営委員会において議論を進めることとし、次回の重監房資料館運営委員会において、本件を議題として挙げ、解決に向けて、厚生労働省より具体的な方向性等を提案するとともに、重監房資料館運営委員会での議論により解決方法等を検討する。重監房資料館は国立ハンセン病資料館と並ぶ国立の資料館であることを踏まえ、重監房資料館の学芸員等の増員については、これまで行ってきた国立ハンセン病資料館の採用募集ページ、学芸員の有料転職サイト、地元のハローワーク等への掲載などに加え、地元での採用にこだわらず他地域からの人材確保や他の募集採用方法を検討するなど、委託先と連携しながら、事務員を含め必要な人員の確保に努める。重監房資料館のホームページについては、国立ハンセン病資料館と連携しながら、内容の見直しを含めた改定、リニューアルを早急に検討する。
- (3) 厚生労働省としては、多磨全生園に社会交流会館を設置することの重要性を認識し、その設置に向けた準備を進めているところである。現在、基本設計に入っており、候補地として、一般療介護棟を改修したところへの設置を検討している。また、収蔵庫の整備も計画している。多磨全生園の社会交流会館について、開かれた体制の下で検討を進めていく方向性については、厚生労働省も反対するものではなく、開かれたという意味も含め、統一交渉団と相談しながら進めていく。宮古南静園の社会交流会館に対する学芸員配置については、今後も引き続き、宮古南静園や委託先民間団体と調整を続けていく。
- (4) 厚生労働省は、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、同省の進める施策とも方向性を共有しており、引き続き、国民合意の下で総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、関係者の議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしていく。

- 6 療養所の将来構想、医療及び介護の在り方並びに療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべき喫緊の課題であり、その実現に向けて、統一交渉団との継続的な意見交換会の開催が重要であることを改めて確認するとともに、意見交換会の場を通じて、永続化を実現する上での課題等を共有しつつ、検討することとする。なお、奄美市及び奄美和光園が開催する検討会については、地元の意向を尊重することとし、統一交渉団の関与の在り方については、引き続き協議する。

令和8年 9月17日

統一交渉団
代 表

ハンセン病問題対策協議会座長
厚生労働副大臣

仁木 博文